

☆ 本団体の役員構成 ☆

弁護士

消費生活相談員

司法書士

消費者団体

大学教員

※消費生活や消費者問題に関心のある方への入会をお待ちしています！



☆ 会員になっていただくと ☆

○正会員の方

本団体の活動に主体的にかかわっていただけます。また、総会における議決権を持つことになります。

○賛助会員の方

本団体の活動を賛助していただきます（総会における議決権はありません）。

○会員用メーリングリストへの登録

正会員の方、賛助会員の方ともに、会員用メーリングリストへの登録をさせていただきます。本団体の活動のご案内をメーリングリスト及びホームページからさせていただきますので、メールアドレスのご記入をお願いします。



消費者ネットみやざきの設立目的



現代社会では、経済は複雑化・高度化し、情報産業の進展・技術革新により、私たちの生活の利便性は増していますが、その一方で、行きすぎた宣伝・報道や、情報量の格差により、消費者がトラブルに巻き込まれる機会も増えています。

特に、宮崎県においては、特殊詐欺や悪徳商法といった、高齢者の健康への不安や判断力不足などに乗じた深刻なトラブルが発生しています。もちろん、情報量不足によるトラブルは高齢者のみならず、幅広い世代において発生しています。

消費者契約に関連した被害は、同種の被害が広範かつ多数にわたる特徴があり、これまでの個別的・事後的な救済では不十分でした。そこで、消費者団体訴訟制度の導入により、事業者の不当な勧誘や約款の使用など、不当な行為に対する差止請求権の行使が適格消費者団体に認められたことにより、被害の未然防止、拡大防止が可能となりました。また、特定適格消費者団体には消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることも認められています。

消費者ネットみやざきは、宮崎県内初の適格消費者団体の認定を受けることを目指す団体として、2016年3月に設立されました。



〈NPO 法人消費者ネットみやざき事務局〉
〒880-0902
宮崎市大淀3-5-28 シーラカンス Miami 3-B
TEL&FAX: 0985-77-6066

ホームページ <https://cnmz.org/>



☆ 入会申込書 ☆

私はNPO法人消費者ネットみやざきの活動趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

申込日	年 月 日	
会員種別	該当する会員種別の口に✓を記入してください。 ☐ 個人正会員 ☐ 団体正会員 ☐ 個人賛助会員 ☐ 団体賛助会員	
個人	ふりがな 氏名	
	所属	
団体	団体名	
	ふりがな 代表者名	
	ふりがな 担当者名	
住所/ 所在地	〒	
連絡先	TEL	
	FAX	
e-mail アドレス	※本団体との連絡に使用します。	
年会費	_____口_____ 円	
	正会員) 個人 ☐ 2000 円 団体 ☐ 5000 円 賛助会員) 個人 ☐ 1000 円 団体 ☐ 3000 円 ※会計年度は4月1日から翌年3月31日です。	

☆ 入会方法 ☆

入会申込書に必要事項をご記入の上、FAX で送付、もしくは、担当者に直接お渡しください。
 なお、入会申込書の送付に合わせまして、年会費を下記口座までお振込み願います。

【入会申込書の送付先】

NPO 法人消費者ネットみやざき事務局
 FAX：0985-77-6066

【年会費と振込先】

正会員	個人	1 ☐ 2000 円
	団体	1 ☐ 5000 円
賛助会員	個人	1 ☐ 1000 円
	団体	1 ☐ 3000 円

宮崎銀行 宮崎支店（普）147829

口座名義：特定非営利活動法人消費者ネットみやざき

理事 ショジョウスケ
 塩地陽介

※会計年度は4月1日から翌年3月31日です。

※毎年1回お振込みいただきます。

※払込控えをもって、領収書にかえさせていただきます。

☆ 情報提供のお願い ☆

皆様から寄せられた情報をもとに、不適切な契約条項や広告等について、事業者に対する申入れを行っています。是非情報をお寄せください。

<https://cnmz.org/information/>



☆ 主な活動内容 ☆

消費者ネットみやざきでは、以下のような活動を行います。

消費者保護のための調査・情報収集



消費者被害に関する調査や、一般市民の方に対する消費者被害に関する情報提供の呼びかけを行います。

消費者問題に関する広報・啓発活動

弁護士や司法書士、消費生活相談員等の専門家による無料相談会や、会員の方・一般市民の方を対象とした勉強会の開催、意見書や声明の発表を行います。



事業者に対する不当な契約条項等に関する改善申入れ

会員の方や一般市民の方から収集した情報をもとに、不当な契約条項を定めたり不当な勧誘を行う事業者等に対し、改善の申入れを行います。



消費者行政の充実を図るための活動

行政機関に対する請願活動や意見交換を行い、よりよい消費生活の実現を目指します。